

P F I 法改正に伴う P F I 基本方針及び運営権ガイドラインの改正について

平成 30 年 9 月
内閣府民間資金等活用事業推進室

1. 改正の趣旨

本年 6 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 60 号）」（以下、「改正法」という。）が成立したことに伴い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）及び「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（以下、「運営権ガイドライン」という。）につき、所要の改正を行う。

2. 基本方針改正の概要

（1）P F I 事業導入の検討及び具体の案件形成に努める旨の明記

改正法第 4 条第 2 項第 1 号において、基本方針の内容として、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念（第 3 条第 1 項）の趣旨に沿った民間資金の活用、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項を追加したことに伴い、公共施設等の整備等に関する事業のうち、その実施を民間事業者に行わせることが適切である事業については、P F I 事業の導入を検討し、具体の案件形成につながるよう努めるものとする旨規定。（一 2、十一 3(1)）

（2）ワンストップ窓口制度及び報告徴求、助言・勧告制度に関する手続の追加

改正法第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の規定を踏まえ、ワンストップ窓口制度における申請や回答に係る手続、改正法に基づき助言・勧告を行う基準等について規定。（七 1(1)・(2)、十 7）

（3）その他条ずれ等に係る修正

3. 運営権ガイドライン改正の概要

（1）ワンストップ窓口制度及び報告徴求、助言・勧告制度に関する手続の追加

改正法第 15 条の 2 の規定を踏まえ、実施方針に関する留意事項として、ワンストップ窓口制度の利用を検討する旨を規定。（2(1)2. (4)）また、改正法第 15 条の 3 の規定を踏まえ、リスク分担及びモニタリングに関する留意事項として、報告徴求、助言・勧告がなされる可能性がある旨を規定。（4(1)2. (10)、11(1)2. (5)）

(2) 利用料金の設定に関する特例を利用する場合に留意すべき事項の追加

改正法第 23 条第 3 項において、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たしたときには、地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設けたことを踏まえ、当該特例を利用する際に留意すべき事項として、実施方針に関する条例に定めるべき利用料金の範囲は、利用料金の上限及び下限の双方を定めることを原則とすること等について規定。(5(1)2.(5)・(6))

(3) 運営権の移転に伴う指定管理者の指定に係る議会に議決に関する特例を利用する場合に留意すべき事項の追加

改正法第 26 条第 5 項において、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設けたことを踏まえ、当該特例を利用する際に留意すべき事項として、普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後、当該指定について、原則としてできるだけ速やかに議会に報告すべきものであり、特段の事情がない限り、当該指定後に開催された最初の議会の会期中に報告する必要があること等について規定。(14(1)2.(6)・(7))

(4) その他条ずれ等に係る修正

4. 今後のスケジュール (予定)

平成 30 年 9 月 28 日 ・ 民間資金等活用事業推進委員会における議論

10 月 1 日 ・ 改正 P F I 法施行

10 月上旬 ・ 民間資金等活用事業推進会議 (持ち回り開催・全閣僚メンバー)
における基本方針の案の作成及び運営権ガイドライン決定・施行
・ 基本方針の閣議決定・施行

以上

(参考) 参照条文

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律
(平成 30 年法律第 60 号) (抄)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

2 (略)

第四条 (略)

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

二～七 (略)

3 (略)

4 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5～7 (略)

(解釈及び適用の確認等)

第十五条の二 公共施設等の管理者等（第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。）の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求める

ものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

- 4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。
- 6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

(報告の徴収等)

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(公共施設等の利用料金)

第二十三条 (略)

- 2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。
- 3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下この項及び第二十六条第五項において単に「公の施設」という。）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（第二十六条第五項において単に「指定管理者」という。）として当該公の施設を管理する場合（同法第二百四十四条の二第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）において、前項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第十八条第一項の条例（利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定めるものに限る。）において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二百四十四条の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するときは、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は、適用しない。

(処分の制限)

第二十六条 (略)

- 2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。
- 3 (略)
- 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき（前項ただし書の特別の定めがある場合であって、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならない」とする。
- 6～7 (略)

(民間資金等活用事業推進会議)

第八十三条 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 基本方針の案を作成すること。
 - 二、三 (略)
- 3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 (略)
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 (略)
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10～11 (略)